

今日・明日の進路通信は、必ず保護者にも確認してもらうこと！

■授業料支援の内容（令和3年度新入生の場合）

《全日制高校・専修学校高等課程等》

- 保護者全員の「課税標準額×6%－調整控除額（※2）」が下表のAランクに該当する場合は、就学支援金と合わせて標準授業料（年間60万円）を上限に補助金が交付されます（授業料等が年間60万円未満の学校の場合は、その額が上限となります。）。
- 授業料等が年間60万円を超える場合でも、保護者全員の「課税標準額×6%－調整控除額（※2）」が下表のAまたはBランクに該当する世帯については、60万円を超える額は私立高校等に負担していただきますので、保護者が負担する授業料は下表のとおりです。
- 保護者全員の「課税標準額×6%－調整控除額（※2）」が下表のBまたはCランクに該当し、生徒本人を含んで2人以上の子どものを扶養する世帯については、「多子世帯」としてさらに手厚い支援が受けられます（「多子世帯」については、4ページを参照してください。）。

【就学支援金・授業料支援補助金の所得区分と年間支給額】

（ ）内は、生徒本人を含めて3人以上の子どものを扶養する世帯の場合
< >内は、生徒本人を含めて2人の子どものを扶養する世帯の場合

所得区分	モデル世帯 （※1）の 年収めやす	課税標準額×6% －調整控除額 （※2）	就学支援金 （国）①	授業料支援補助金 （府）②	支援額の計 ①＋②	保護者負担 （授業料等が 60万円の 学校の場合）
Aランク	590万円未満	154,500円未満	396,000円	204,000円	600,000円	0円
Bランク	800万円未満	251,100円未満	118,800円	(481,200円) <381,200円> 281,200円	(600,000円) <500,000円> 400,000円	(0円) <100,000円> 200,000円
Cランク	910万円未満	304,200円未満		(381,200円) <181,200円> 0円	(500,000円) <300,000円> 118,800円	(100,000円) <300,000円> 481,200円
国・府 対象外	910万円以上	304,200円以上	0円	0円	0円	600,000円

《通信制高校》

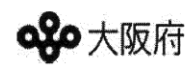
- 保護者全員の「課税標準額×6%－調整控除額（※2）」が下表のAランクに該当する場合は、就学支援金と合わせて標準授業料（1単位あたり10,032円）を上限に補助金が交付されます（1単位あたりの授業料等が10,032円未満の学校の場合は、その額が上限となります。）。
- 授業料が1単位あたり10,032円を超える場合でも、10,032円を超える額は私立高校等に負担していただきますので、保護者が負担する授業料は実質無償となります。

【就学支援金・授業料支援補助金の所得区分と1単位あたり支給額】

1単位あたりの授業料が9,000円、年間の施設整備費が30,000円の場合

所得区分	モデル世帯 （※1）の 年収めやす	課税標準額×6% －調整控除額 （※2）	就学支援金 （国）①	授業料支援補助金 （府）②	支援額の計 ①＋②	保護者負担
Aランク	590万円未満	154,500円未満	9,000円（※3）	1,032円	10,032円	0円
府対象外	910万円未満	304,200円未満	4,812円	0円	4,812円	就学支援金を 差し引いた額
国・府 対象外	910万円以上	304,200円以上	0円	0円	0円	全額

- ※1 保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯
- ※2 保護者全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算
- ※3 Aランクの就学支援金は、授業料額を上限に支給されます。



大阪府内の私立高等学校等の授業料無償化制度について
【国】高等学校等就学支援金 【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金



■授業料無償化制度の趣旨

大阪府では、大阪の子どもたちが中学校卒業時の進路選択段階で、国公立高校と同様に、私立の高等学校や専修学校高等課程、各種学校のうち国家資格者養成課程に指定されている学校等についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障するため、【国】高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」）と併せて【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金（以下「授業料支援補助金」）を交付することにより、私立高校等の授業料が無償となるよう支援しています。

■授業料無償化制度の内容（令和3年度新入生の場合）

①就学支援金（国制度）

《全日制高校・専修学校高等課程等》

保護者全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算が304,200円未満の世帯に対し、基礎額として月額9,900円（年額118,800円）が支給されます。

《通信制高校》

保護者全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算が304,200円未満の世帯に対し、基礎額として1単位あたり4,812円が支給されます（通算74単位が上限）。

- 毎月1日に在学する生徒が支給対象となり、補助金は大阪府から私立高校等へ振り込まれます。
- 保護者全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算が154,500円未満の世帯については、支給額が加算されます。

【就学支援金の支給額】在学する私立高校等の授業料額が上限となります。

モデル世帯（※1）の 年収めやす	課税標準額×6% －調整控除額（※2）	全日制高校 専修学校高等課程等	通信制高校
590万円未満	154,500円未満	月額33,000円 （年額396,000円）	1単位あたり 12,030円
910万円未満	304,200円未満	月額 9,900円 （年額118,800円）	1単位あたり 4,812円
910万円以上	304,200円以上	対 象 外	対 象 外

- ※1 保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯
- ※2 保護者全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算

②授業料支援補助金（府制度）

大阪府内在住の生徒・保護者が対象

【受給要件】

- 国の就学支援金を受給していること
- 受給する年度の10月1日に生徒と保護者全員が大阪府内に在住していること
- 受給する年度の10月1日に「就学支援推進校※」に在籍していること
（※大阪府ホームページに就学支援金推進校の一覧を掲載しています。）
- 保護者全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算が基準額未満であること

■課税標準額・調整控除額の確認方法

課税証明書等の様式は市町村によって異なり、課税標準額や調整控除の額の記載がない場合があります。詳しくは市町村民税を納税している市町村へお問い合わせください。
マイナンバーカードを発行している場合は、「マイナポータル（※）」からも確認できます。
※マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。行政機関などが持っている自分の特定個人情報を確認することができます。

特別徴収税額の決定（変更）通知書の場合（例）

課税標準	総所得③	この合計額が「課税標準額」	所得控除	市町村民税の調整控除額	扶養親族等該当区分	本人該当区分	
山林所得							
分離短期譲渡							
分離長期譲渡							
株式等の譲渡							
上場株式等の配当等							
先物取引							

※記載がない場合もあります。

課税証明書の場合（例）

＜課税標準額＞

例 1

課税標準額	円
-------	---

例 2

この合計	課税標準額（総合分）	円
	課税標準額（分離分）	円

例 3

この合計	課税総所得金額	円
	上記以外の課税所得金額	円

＜市町村民税の調整控除額＞

	市民税	府民税
調整控除	円	円

■申請に必要な提出書類

就学支援金・授業料支援補助金を受けるためには、入学後に、私立高校等で申請手続きが必要です。
学校の案内に従って、以下の書類を提出してください。

○就学支援金

- ・ **受給資格認定申請書**（申請書様式は学校から配布されます。）
- ・ **保護者全員の所得を確認する書類**
→ **マイナンバーを確認する書類** または **課税証明書等**

（勤務先から配布される「市（町村）民税・府民税特別徴収税額の決定通知書」については、令和2年度課税分（令和3年4～6月分の支給額の決定に使用）は所得確認書類として提出できますが、令和3年度課税分（令和3年7月以降の支給額の決定に使用）は所得確認書類として提出できません。）

○授業料支援補助金

- ・ **授業料支援申請書**（申請書様式は大阪府内に住所がある生徒に学校から配布されます。）

※ 授業料支援補助金における所得確認は、国の就学支援金の判定結果を利用して行いますので、授業料支援補助金の申請のために、保護者全員の所得を確認する書類を改めて提出する必要はありません。

※ その他、世帯の状況により、別途書類の提出が必要になる場合があります。詳しくは、入学後に学校の案内に従ってください。

■「多子世帯」について（全日制高等学校・専修学校高等課程等の授業料支援補助金のみ）

所得区分がBランクまたはCランクに該当し、生徒本人を含めて2人以上の子どもを扶養する世帯は、「多子世帯」としてさらに手厚い支援を受けることができます。

＜多子世帯の人数に含める子どもの要件＞

- ・ 生徒本人と同じ保護者に扶養されていること
- ・ 19歳以上（※）である場合は、次に示す学校に在籍していること
※ 令和4年4月1日時点で19歳以上（平成15年4月1日以前生まれ）の方を指します。

【「多子世帯」の対象となる学校の範囲】

＜高校段階＞ 就学支援金の支給対象となる以下の学校

- ・ 国公立高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）
※専攻科を含む。別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く。
- ・ 公私立専修学校（高等課程）
- ・ 国公立高等専門学校
- ・ 「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所（※）
- ・ 「調理師法」にもとづく調理師養成施設（※）
- ・ 「製菓衛生師法」にもとづく製菓衛生師養成施設（※）
- ・ 「理容師法」にもとづく理容師養成施設（※）
- ・ 「美容師法」にもとづく美容師養成施設（※）
- ・ 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校（文部科学省告示で指定）
（※）専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。

＜大学段階＞ 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）

- ※退学生については、高校卒業後1年間に限り人数に含めます。
- ※大学院、海外の学校は対象外です。

■その他留意事項

1. この制度における保護者とは、生徒の「親権者」を指します（生徒との同居、別居は問いません）。親権者がいない場合など、特別な事情がある場合は学校へご相談ください。
2. 所得区分については、保護者全員の所得に基づき毎年度判定します。
3. 税の更正や大阪府外への転居、離婚等による保護者の変更等があった場合は、支給額が変わることがありますので、速やかに学校へ連絡してください。
4. 保護者のうち一人または全員が海外に在住しており、市町村民税が課税されない場合は、就学支援金の基礎額（月額9,900円（通信制高校は1単位あたり4,812円））のみが支給対象となり、就学支援金の加算分と授業料支援補助金については支給対象外となります。
5. 就学支援金は授業料のみ、授業料支援補助金は授業料と全ての生徒が一律で納付するもの（施設整備費等の経常的納付金）が支援の対象です。入学金や教科書代、修学旅行費など、授業料以外の納付金は、支援の対象外です。
6. 授業料の還付や相殺（差し引き）の方法は、私立高校等によって異なります。詳細は学校の事務室にお問合せください。
7. 私立高校等が独自に実施する奨学金や減免制度が適用される場合は、支給額が減額されることがあります。
8. 生徒と保護者全員が各月1日に大阪府内に住所がない場合は、その月の授業料支援補助金は支給されません。なお、生徒・保護者全員が基準日（10月1日）に大阪府内に住所がない場合は、その年度の授業料支援補助金は一切支給されません。
9. 保護者のうち一人が、勤務先の命令により他府県に単身で赴任せざるを得なくなった場合は、辞令の写し等を申請書類に添付することで、大阪府内在住とみなすことができます。
10. 生徒が基準日（10月1日）より前に私立高校等を転退学した場合、その年度における授業料支援補助金は支給されません（就学支援金は、各月1日に在学する生徒が支給対象となります。）。
11. 私立高校等は、生徒の基準日（10月1日）の在学を確認後、府から学校へ振り込まれる補助金によって、授業料の還付や相殺（差し引き）を行います。したがって、授業料無償化の対象であっても、私立高校等への就学支援金・授業料支援補助金の交付前に納期限が到来する授業料等については、一旦納付の必要がある場合があります（授業料等の納付が困難な場合は、在学する学校の事務室にご相談ください。）。
12. 私立高校等に在学中、学費負担者の失職や病気などにより家計が急変し、授業料の納付が困難になったときは、別途、授業料減免補助金（授業料の減免制度）の対象となる場合があります。詳細については大阪府ホームページを参照いただくか、学校の事務室にお問い合わせください。
13. この制度は、令和元年度から令和5年度までの入学生が卒業するまで適用されます。

■詳細については大阪府ホームページに掲載しています。

「私立高校生等に対する授業料支援について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/>

【制度に関する問い合わせ先】

大阪府 府民お問合せセンター ビビッとライン

電話：06-6910-8001 FAX：06-6910-8005

大阪府 教育庁 私学課

〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館10階

電話：06-6941-0351（代） FAX：06-6210-9276

※申請書類の提出期限や授業料の還付・相殺の時期については各私立学校へお問い合わせください。